

※給与所得のみの方でも、ふるさと納税による控除以外の控除（医療費控除等）を受ける方は、税務申告を行う必要があります。

※確定申告又は住民税申告を行う場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用はありません。（ふるさと納税先への申請はなかったものとみなされます。）この場合は、ふるさと納税を含めた内容で申告手続きを行ってください。ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加等により税務申告の必要性が生じた場合も、申告手続きをする必要があります。

2 その年のふるさと納税先自治体の数が5以下の方



●お問合わせ先

ふるさと納税及びふるさと納税ワンストップ特例制度についてご不明の点がございましたら、以下の問合せ先までお尋ねください。

- ・ふるさと納税全般について 【財務部 税務総務課】 ☎ 053-457-2141
- ・税額控除の詳細な計算について【財務部 市民税課】 ☎ 053-457-2145

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用して、ぜひ、はままつ夢基金へご支援ください！！

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、浜松市ホームページにも掲載しております。

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

浜松市 → くらし・手続き → 税金 → 浜松市のふるさと納税 → 控除のしくみ



心温まる寄附、ありがとうございました

- 寄附件数：5件
- 寄附額：145,444円（運用利子収入を含む）
- 寄附者：
 - 《希望寄附》
 - ・ハマニ株式会社
 - 《一般寄附》
 - ・映画「じんじん」浜松上映実行委員会
 - ・いなさ湖フィッシングクラブ

※寄附受付順。お名前の公表に同意をいただいた方のみを掲載しております。



はままつ夢基金についてのお問い合わせは
浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
☎ (053) 457-2094 まで
【浜松市ホームページ】

浜松市→くらし・手続き→市民活動→市民協働→はままつ夢基金

はままつ夢基金通信・第5号

～みなさまからの寄附でこんな事業ができました！！～



(H28.3月) 発行：浜松市 市民協働・地域政策課

●●●平成27年度 採択事業のご報告●●●

No.	事業名	団体名
1	東部中学校で緑のカーテンを成功させよう！ (団体支援補助事業)	NPO法人 サステナブルネット
2	第2回浜松こどもどうぶつしょうぎ大会 (スタートアップサポート事業)	いっぽ浜松 どうぶつしょうぎを育てる会
3	働く父・母応援企画【入学準備編】 『小1の壁』を乗り越える！ ～今知っておきたい、浜松の学童保育の話～ (スタートアップサポート事業)	浜松市の学童保育を考える会
4	外国人児童生徒への日本語・教科学習支援事業 (団体支援補助事業)	特定非営利活動法人 浜松日本語日本文化研究会

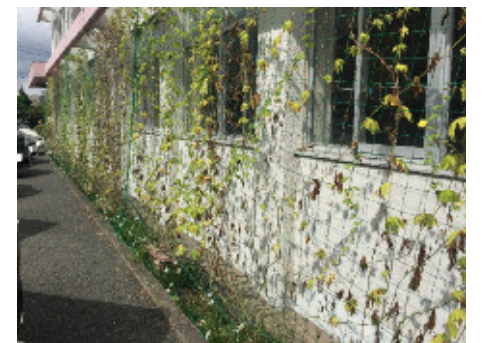
平成27年度は上記のとおり、団体支援補助事業として2事業、スタートアップサポート事業として2事業、計4事業が採択されました。今年度の採択事業をご紹介します。

1 東部中学校で緑のカーテンを成功させよう！(NPO法人サステナブルネット)

◆事業内容

浜松市立東部中学校の社会貢献部（前園芸部）の生徒さんたちとNPOが協働で緑のカーテンを育てました。設置工事は高所を含むため専門家が行い、植物の日常の世話は生徒が担当しました。

今年三年目を迎えるこの事業の中で、生徒たちは維持管理を受け持ち、実践的な環境教育が実現できました。



◆事業の成果

今回、四階屋上まで届く緑のカーテンを目指しましたが、六月の成長期に気温が上がらず、浜松では珍しく雨が続いたため、ゴーヤ、ヘチマの成長が悪く、目標とした屋上には届きませんでした。しかし、環境問題について意識を高めることができました。

今後は、認定こども園などでも協働して緑のカーテンを設置していきます。



2 第2回浜松こどもどうぶつしょうぎ大会 (いっぽ浜松 どうぶつしょうぎを育てる会)

現在、事業実施中です。次号でご報告します！



3 働く父・母応援企画 (入学準備編) 「小1の壁」を乗り越える！ ～今知っておきたい、浜松の学童保育の話～ (浜松市の学童保育を考える会)

◆事業内容

各放課後児童会への取材内容や公設学童保育以外の放課後の過ごし方について等、浜松市の学童保育の現状に関する情報提供を行うイベントを開催しました。

また、浜松市の学童保育制度と現状、保護者の声等をまとめたパンフレット「学童保育情報 2016～小1の壁なんて怖くない～」を作成しました。

◆事業の成果

子育てと仕事の両立に対する保護者の不安の解消や、子どもの就学後のライフプランについて見通しをもち、家族で話し合いができるよう支援すること等を目標に事業を実施しました。

取材マザーとして、保護者自身が放課後児童会へ見学に行くことを通して、漠然とした不安を整理するきっかけを作ることができました。また、先輩マザーの話を聞くことで小学校生活の見通しを立てられるよう支援することができました。

イベントの実施とパンフレットの作成は今後も継続します。また、webで最新の情報を掲載できるよう、情報発信体制を整備していきます。保護者の相談窓口としても機能できるよう、今後も関係各所と意見交換を行い、協力体制を整えながら活動します。



4 外国人児童生徒への日本語・教科学習支援事業 (特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会)

現在、事業実施中です。次号でご報告します！



ご存知ですか？

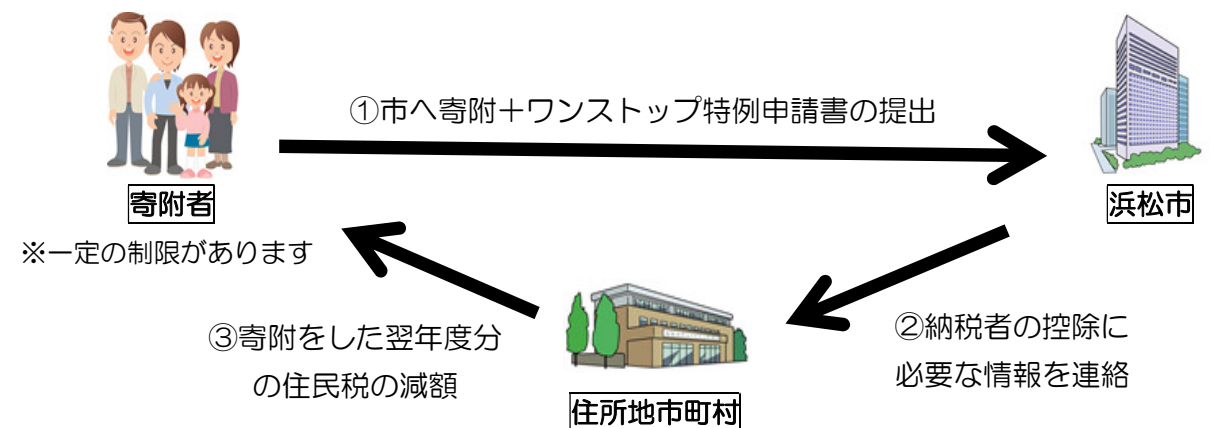
夢基金への寄附にも使えます！

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

確定申告を行うことなく寄附金控除が受けられます！

ふるさと納税ワンストップ制度とは、確定申告が不要な給与所得者などが寄附をした場合、ワンストップ特例の申請をすることで、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

《ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合》



●手続きの概要

- 1 寄附先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出します。
- 2 寄附先の自治体から、寄附者の個人住民税を課税する市区町村に対して申請の内容を通知します。
- 3 個人住民税を課税する市区町村は、所得税軽減分相当額を含めて翌年度分個人住民税から控除します。

●対象となる方

次の二つの条件を満たす方です。

- 1 給与所得者等で、ふるさと納税による軽減を受ける目的以外に確定申告又は住民税申告を行う必要がない方